

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 256,705 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,586,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,590,392	△ 5,000	4,585,392
	1 市民税	1,929,200	△ 14,500	1,914,700
	6 入湯税	67,000	9,500	76,500
11 地方交付税		4,907,240	290,268	5,197,508
	1 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508
13 分担金及び負担金		36,003	△ 361	35,642
	1 分担金	12,325	△ 313	12,012
	2 負担金	23,678	△ 48	23,630
14 使用料及び手数料		723,761	△ 1,125	722,636
	1 使用料	448,015	△ 1,031	446,984
	2 手数料	220,726	△ 94	220,632
15 国庫支出金		2,602,021	△ 134,712	2,467,309
	1 国庫負担金	1,419,132	4,564	1,423,696
	2 国庫補助金	1,163,234	△ 139,276	1,023,958
16 県支出金		1,196,953	△ 16,775	1,180,178
	1 県負担金	617,756	1,205	618,961
	2 県補助金	428,714	△ 19,347	409,367
	3 委託金	150,483	1,367	151,850

17 財産収入		14,477	3,968	18,445
	1 財産運用収入	13,430	989	14,419
	2 財産売却収入	1,047	2,979	4,026
18 寄附金		707,844	2,530	710,374
	1 寄附金	707,844	2,530	710,374
19 繰入金		1,243,568	△ 421,417	822,151
	2 基金繰入金	1,146,809	△ 421,417	725,392
21 諸収入		430,348	26,919	457,267
	2 市預金利子	1,193	1,908	3,101
	3 貸付金元利収入	83,481	1,440	84,921
	4 雑入	312,313	23,571	335,884
22 市債		1,244,750	△ 1,000	1,243,750
	1 市債	1,244,750	△ 1,000	1,243,750
歳 入 合 計		19,843,160	△ 256,705	19,586,455

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		184,084	△ 7,846	176,238
	1 議会費	184,084	△ 7,846	176,238
2 総務費		3,848,054	△ 181,043	3,667,011
	1 総務管理費	3,354,416	△ 174,227	3,180,189
	3 戸籍住民基本台帳費	142,738	△ 4,180	138,558
	4 選挙費	69,106	△ 2,092	67,014
	5 統計調査費	38,284	△ 544	37,740
3 民生費		6,743,150	△ 37,601	6,705,549
	1 社会福祉費	3,546,317	△ 20,028	3,526,289
	2 児童福祉費	2,552,532	△ 17,573	2,534,959
4 衛生費		2,084,902	△ 35,818	2,049,084
	1 保健衛生費	372,634	△ 9,597	363,037
	2 清掃費	1,469,423	△ 26,221	1,443,202
6 農林水産業費		683,276	△ 6,490	676,786
	1 農業費	490,623	△ 6,977	483,646
	2 林業費	68,057	△ 8,265	59,792
	3 水産業費	124,596	8,752	133,348
7 商工費		422,934	48,310	471,244

	1 商工費	422,934		48,310	471,244
8 土木費		672,035	△	13,813	658,222
	1 土木管理費	144,805	△	270	144,535
	2 道路橋梁費	404,074	△	8,276	395,798
	4 都市計画費	51,589	△	910	50,679
	5 住宅費	33,893	△	4,357	29,536
9 消防費		939,374	△	1,181	938,193
	1 消防費	939,374	△	1,181	938,193
10 教育費		1,643,125	△	11,811	1,631,314
	1 教育総務費	197,939	△	137	197,802
	2 小学校費	259,132	△	4,554	254,578
	3 中学校費	134,671	△	4,769	129,902
	5 社会教育費	355,285	△	3,410	351,875
	6 保健体育費	696,098		1,059	697,157
11 災害復旧費		14,000	△	3,418	10,582
	1 農林水産施設災害復旧費	14,000	△	3,418	10,582
12 公債費		2,595,691	△	5,994	2,589,697
	1 公債費	2,595,691	△	5,994	2,589,697
歳 出 合 計		19,843,160	△	256,705	19,586,455

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事業	2,441
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	2,178
		証明書等コンビニ交付事業	1,078
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業（物価高騰対策）	10,500
		農業生産基盤の整備及び維持管理事業	8,137
	3 水産業費	水産業振興事業（物価高騰対策）	11,878
		漁港施設維持管理事業	40,000
7 商工費	1 商工費	観光誘客事業（物価高騰対策）	50,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備事業	3,595
		狭隘道路整備事業	844

8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）	9,000
		市道整備事業	13,910
	3 河川費	河川維持補修事業	8,300
	4 都市計画費	下水道維持管理事業	4,915
10 教育費	5 社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	47,308

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童育成支援拠点事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	10,698
千葉県水道用水供給事業市町村負担金	自 令和7年度 至 令和17年度	125,020
旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	8,910
青少年研修センター除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5,135

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
文書管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	34,025	自 令和7年度 至 令和12年度	32,700
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	12,360	自 令和7年度 至 令和10年度	3,150
情報機器、情報ネットワークシステム 等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	40,260	自 令和7年度 至 令和8年度	40,302

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	1,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	1,700			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気自動車等導入事業	14,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	13,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
漁港整備事業	36,700				35,500			
幹線市道整備事業	24,700				23,400			
小学校施設改修事業	15,100				15,700			
計	91,000				88,300			